

岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び岩沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「、特定公共下水道事業及び農業集落排水事業」を「及び特定公共下水道事業」に改める。

(岩沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 岩沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受益者負担金」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金」を加える。

第6条の見出し中「受益者の」を削り、同条中「受益者が負担する」を削り、次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、旧岩沼市農業集落排水処理区域の負担金の額は、一戸当たり160,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、岩沼市農業集落排水事業分担金条例（平成4年条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩沼市農業集落排水事業条例の廃止)

- 3 岩沼市農業集落排水事業条例（平成4年条例第17号）は、廃止する。

(岩沼市農業集落排水事業分担金条例の廃止)

- 4 岩沼市農業集落排水事業分担金条例は、廃止する。